

— 学 則 —

1. 研修の目的（開講目的）

高齢者の増大に伴い多様化する介護ニーズに対応するために、介護の業務に従事しようとする者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行えるようにすることを目的とする。

2. 研修事業の名称

介護職員初任者研修

3. 実施場所

〒861-2202 熊本県上益城郡益城町田原 2081-28
熊本ソフトウェア株式会社

4. 研修期間

以下の規定通りとする。

(1)熊本県立高等技術専門校の離職者訓練の規定

5. 研修カリキュラム

別紙カリキュラム参照

6. 講師氏名

別紙講師一覧参照

7. 研修修了の認定方法

以下の3つの条件を全て満たすこと。

(1)カリキュラムを全て履修すること。

(2)介護技術に関する知識・技術の習得度が修了基準に達していること。(講師判断)

(3)修了評価試験が合格基準に達すること。

8. 開講時期

4項参照

9. 受講資格

以下の条件を満たすこと。

(1)福祉・介護の分野での就業を希望している者。

(2)研修期間中、欠席なく全科目履行出来る者。

(3)公共職業安定所から研修への受講指示が得られる者。

1 0. 受講者本人の確認方法

受講申込受付時もしくは初回の講義時に公的証明書(健康保険被保険者証・運転免許証・パスポート等)の写しの提出により確認する。

1 1. 受講手続き

以下の規定通りとする。

(1)熊本県立高等技術専門校の離職者訓練の規定

1 2. 受講料

以下の規定通りとする。

(1)熊本県立高等技術専門校の離職者訓練の規定

1 3. 遅刻・早退・欠席の取り扱い

以下の規定通りとする。

(1)熊本県立高等技術専門校の離職者訓練の規定

1 4. 遅刻・早退・欠席をした場合の補講

遅刻・早退・欠席をした場合の補講は以下の基準にて取り扱う。

講義・演習を遅刻・早退・欠席した場合は、補講またはレポート提出により履修とみなす。

1 5. 退校処分

退校処分については以下の通りとする。

(1)熊本県立高等技術専門校の離職者訓練の規定

1 6. 修了評価不合格の取り扱い

合格基準に達していない箇所の補講後、再試験を行い合格水準に達すれば修了評価合格とする。

1 7. 本規程に記載がない項目の取り扱い

本規程に記載がない項目は以下の規定の通りとする。

(1)熊本県立高等技術専門校の離職者訓練の規定